



島根県報

平成17年 2 月 4 日 (金)
第 1,647 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	1
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定	(薬事衛生課)	3
結核予防法の規定による指定医療機関の辞退	(")	3
指定漁船調書の縦覧	(水産課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用開始	(")	5

公 告

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	6
-----------------------	---------	---

告 示

島根県告示第143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 2 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 出雲勤労者健康管理協会	出雲市塩冶町1536 - 1	居宅介護支援事業	出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	平成17年 2月1日

島根県告示第144号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 2 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 五箇村社会福祉協議会	隠岐郡五箇村大字北方278 - 2	訪問介護	五箇村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	隠岐郡五箇村大字北方278 - 2	平成16年7月31日
社会福祉法人 五箇村社会福祉協議会	隠岐郡五箇村大字北方278 - 2	通所介護	五箇村社会福祉協議会指定通所介護事業所	隠岐郡五箇村大字北方278 - 2	平成16年7月31日
社会福祉法人みずうみ	松江市西法吉町36 - 1	居宅介護支援事業	すまいる支援センター	松江市法吉町626 - 1	平成13年6月30日
社会福祉法人みずうみ	松江市西法吉町36 - 1	訪問入浴介護	法吉デイサービスセンター	松江市法吉町35 - 20	平成13年3月31日

介護機関の名称	廃止する施設	所 在 地	廃止年月日
特別養護老人ホームすまいる苑	介護老人福祉施設	松江市法吉町626 - 1	平成13年3月20日

島根県告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年2月4日

島根県知事 澄 田 信 義

介護機関の名称		実施する施設	所 在 地	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後			
特別養護老人ホームはくろく苑	特別養護老人ホームすまいる苑	介護老人福祉施設	松江市法吉町624 - 1	平成16年10月16日

島根県告示第146号

介護保険法（平成9年法律123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年2月4日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
今市水道株式会社	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム加茂の郷	雲南市加茂町南加茂706 - 4番地	平成17年1月27日

島根県告示第147号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定により、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第 2 条の 6 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 2 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
石原医院	仁多郡横田町大字横田1044番地	平成16年10月16日
独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	岡山県都窪郡早島町大字早島4066番地	平成16年10月25日
三刀屋中央薬局	雲南市三刀屋町三刀屋1294番13	平成16年11月 1 日
雲南市国民健康保険掛合診療所	雲南市掛合町掛合1312番地	平成16年11月 1 日
弥栄中央薬局	那賀郡弥栄村大字木都賀イ530 - 3	平成16年11月 1 日
社団法人益田市医師会立益田地域医療センター 医師会病院	益田市遠田町1917番地2	平成16年11月 1 日
益田地域医療センター医師会病院 都茂診療所	益田市美都町都茂1718 - 2	平成16年11月 1 日
加藤医院	簸川郡佐田町大字宮内741 - 8	平成16年12月 1 日
あつた薬局	浜田市熱田町1463 - 2	平成16年12月 1 日
木村医院	雲南市木次町木次274番地	平成17年 1 月 1 日
飯南町立来島診療所	飯石郡飯南町野萱1826番地2	平成17年 1 月 1 日
飯南町立谷出張診療所	飯石郡飯南町井戸谷482番地7	平成17年 1 月 1 日
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	平成17年 1 月 1 日
飯南町立志々出張診療所	飯石郡飯南町八神117番地1	平成17年 1 月 1 日
医療法人仁和会白枝内科クリニック	出雲市白枝町889 - 1	平成17年 1 月 1 日
ハート薬局	出雲市荻杼町519 - 1	平成17年 2 月 1 日

島根県告示第148号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 4 項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第 2 条の 6 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 2 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	辞 退 年 月 日
石原医院	仁多郡横田町大字横田1044番地	平成16年 9 月28日
掛合町国民健康保険直営掛合診療所	飯石郡掛合町大字掛合1312番地	平成16年10月31日
社団法人益田市美濃郡医師会立益田地域医療センター 医師会病院	益田市遠田町1917番地2	平成16年10月31日
匹見町国民健康保険直営澄川診療所	美濃郡匹見町大字澄川イ299 - 1	平成16年10月31日
嘉村医院	隠岐郡隠岐の島町栄町571	平成16年10月31日
ドラッグストアウェーブますだ	益田市乙吉町イ336 - 6	平成16年11月21日
加藤医院	簸川郡佐田町大字宮内726 - 3	平成16年11月30日

木村医院	雲南市木次町木次274番地	平成16年12月31日
白枝内科クリニック	出雲市白枝町889 - 1	平成16年12月31日
ヤマサキ薬局	簸川郡大社町大字修理免725 - 13	平成16年12月31日
頓原町立頓原病院	飯石郡頓原町大字頓原2060番地	平成16年12月31日
赤来町国民健康保険直営診療所	飯石郡飯南町大字野萱1826番地2	平成16年12月31日
赤来町谷出張診療所	飯石郡赤来町大字井戸谷482番地7	平成16年12月31日
ハート薬局	出雲市荻苅町519 - 1	平成17年2月1日

島根県告示第149号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年2月4日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

隠岐郡隠岐の島町中村1440 原 幸夫

” ” 那久71 池田久之助

” ” 久見305 八幡 昭三

(2) 加入区

隠岐の島加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

おき西郷漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

おき西郷漁業協同組合

島根県告示第150号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機関の名称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員		
県 道	出雲仁多線	雲南市三刀屋町根波別 所659番 1 地先から同 518番 1 地先まで	前	メートル 4.00 ~ 20.50	メートル 177.00	道路改良工事 拡幅
			後	18.00 ~ 97.00	157.00	
"	"	雲南市三刀屋町根波別 所518番 1 地先から同 437番 1 地先まで	前 A	5.50 ~ 15.00	241.00	木次土木建 築事務所 左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ
			後	A	5.50 ~ 15.00	
B	18.50 ~ 42.00	212.00				
"	"	雲南市三刀屋町根波別 所437番 1 地先から同 435番 3 地先まで	前	6.00 ~ 10.00	31.00	
			後	16.00 ~ 19.00	31.00	拡幅

島根県告示第151号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 2 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備 考
一般国道	375号	邑智郡美郷町別府88番 2 地先から同588 番 1 地先まで	メートル 29.30	平成17年 2 月 4 日	川本土木建 築事務所	
県 道	西郷都万五 箇線	隠岐郡隠岐の島町津戸堂ノ鼻1431番 1 地 先から同町都万ヲボミ1414番 2 地先まで	481.16	"	隠岐支庁	
"	川本波多線	雲南市掛合町波多2147番 2 地先から同地 先まで	121.00	"	木次土木建 築事務所	
"	安来木次線	雲南市木次町木次63番地先から同43番地 先まで	174.00	"		
"	別府川本線	邑智郡美郷町別府20番 3 地先から同21番 3 地先まで	63.50	"	川本土木建 築事務所	

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、江津市和木北部土地区画整理組合理事長今浦孝廣から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成17年2月4日

島根県知事 澄 田 信 義

今浦 孝廣	江津市和木町506番地11
小田 文男	江津市和木町605番地 1
森山 正善	江津市和木町236番地
佐々木真人	江津市和木町607番地16
井口 精一	江津市和木町295番地
小西 勝彦	江津市和木町554番地 7
和田 兆晏	江津市和木町350番地
盆子原良英	江津市和木町322番地